主 本件控訴はこれを棄却する。

本件控訴の趣意は弁護人柳川澄、同桃沢全司提出の各控訴趣意書記載のとおりであるから茲に之を引用する。これに対する当裁判所の判断は左のとおりである。 右弁護人柳川澄の控訴の趣意第一点について。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 花輪三次郎 判事 川本彦四郎 判事 山本長次)